

○学校法人東海大学臨時職員規程

(制定 昭和44年2月1日)

改訂	昭和58年4月1日	昭和63年4月1日
	2000年4月1日	2009年4月1日
	2015年4月1日	2017年4月1日

(目的)

第1条 学校法人東海大学の各校舎・機関において、担当業務の性質、勤務条件、任用期間その他の事情により、機関の長が必要と認めた場合、臨時職員を置くことができる。

(定義)

第2条 「学校法人東海大学教職員任用規程」(以下「任用規程」という。)及び「学校法人東海大学特任教職員任用規程」によらず期間を定めて採用された職員を、臨時職員とする。

2 前項に定める臨時職員の職種は、次の各号による。

- (1) 事務職員(事務業務に従事する者)
- (2) 技術職員(学事又は研究補助業務に従事する者)
- (3) 医療技術職員(任用規程別表に定める、特定の医療関係、技術免許を有し、その資格を専業として従事する者)
- (4) 看護職員(看護師、助産師又は准看護師の免許等を有し、その資格を専業として従事する者)
- (5) 看護助手(看護補助業務に従事する者)
- (6) 保健技術職員(看護師又は保健師の資格を有し、健康推進業務に従事する者)
- (7) 治験コーディネーター(国家資格を有し、治験コーディネーター業務に従事する者)
- (8) 特定研究員(「学校法人東海大学特定研究員規程」に定められた者)
- (9) 奨励研究員(「東海大学医学部リサーチフェロー(奨励研究員)規程」に定められた者)
- (10) 非常勤医師(医師又は歯科医師の資格を有し、診療や学校医・産業医に従事する者)
- (11) その他(その他各前号に該当しない業務に従事する者)

(雇用契約)

第3条 各校舎・機関において、臨時職員と雇用契約書等を締結するものとする。

(雇用期間)

第4条 臨時職員の雇用期間は3年以内(60歳以上の場合は5年以内)とし、期間満了をもって終了する。

2 業務遂行上余人をもって替えがたく、かつ、後任者の雇用が困難な場合、その雇用を更新することができる。なお、更新の限度は、65歳に達した日の属する年度末日を超えないものとする。

(給与)

第5条 臨時職員の給与及び支給方法は、「学校法人東海大学給与規程」の定めるところに

よる。

(賞与)

第6条 臨時職員に対しては、原則として、賞与の支給はしない。

(退職金)

第7条 臨時職員に対しては、退職金又はその他の慰労金は支給しない。

(服務)

第8条 臨時職員の服務及び就業については、「学校法人東海大学臨時教職員勤務規則」に定める。

(採用)

第9条 臨時職員の採用は、所属長の要求に基づき、任用規程に準じて行う。ただし、定年のためその職を解かれた者が再採用される場合、本人からの提出書類の一部又は全部を省略することができる。

(解雇)

第10条 臨時職員の解雇及びその基準は、「学校法人東海大学臨時職員勤務規則」第24条の規定に定めるところによるほか、次の各号による。

(1) 担当する業務がなくなったとき。

(2) 担当する研究プロジェクトが終了したとき。

(任用変更)

第11条 1年以上の勤務経験を有し、かつ、勤務態度・勤務実績が優秀である場合は、本人の同意のもとで特任又は専任への任用変更を行うことがある。

(無期労働契約への転換)

第12条 無期労働契約への転換に関する要件、手続、定年等は、「学校法人東海大学無期労働契約転換に関する規程」による。

(無期労働契約転換後の労働条件)

第13条 無期労働契約への転換を行った臨時職員の労働条件について、職名・職位、給与及びその他の労働条件は、任期を付さないことを除き、無期労働契約へ転換する直前の有期労働契約と同様とする。

2 無期労働契約への転換後に労働条件の変更を必要とする場合は、双方同意のもと契約内容の変更をすることがある。その際は、雇用契約書等を締結する。

(その他)

第14条 本規程によらず、特別な事情がある場合は、個別の雇用契約に定めることができる。

付 則

この規程は、昭和44年2月1日から施行する。

付 則 (2017年4月1日)

この規程は、2017年4月1日から施行する。